

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

令和7年3月11日

分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局 近畿技術事務所長 梶田 洋規

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、最新技術の現場導入のための新技術発掘や企業間連携を促進し、建設現場の生産性向上を目指す取り組みとして建設現場におけるニーズとシーズ技術のマッチング及び現場試行・検証を行い、最新技術の現場導入を支援するものである。

本業務の履行にあたっては、シーズ技術に関して網羅的に調査・把握し、現場ニーズとのマッチングを的確に行う必要がある。

このことから、本業務の実施にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、本業務への参加意思及び当該業務に必要な要件を満足することを確認する書類(以下、「参加意思確認書」という。)の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合もしくは、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の者と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 R7 建設現場の生産性向上に資する新技術の導入支援業務

(2) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- 1, 計画準備
- 2, 現場ニーズの整理及びとりまとめ
- 3, シーズの把握
- 4, マッチングイベントの実施
- 5, マッチングした技術の現場試行・検証方法の検討
- 6, 現場試行実施結果の検証
- 7, 応募技術の開発支援の実施
- 8, 報告書とりまとめ

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月26日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

参加意思確認書の提出者は、下記 1)に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の組合又は下記 2)に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体であること。

1) 単体企業 (組合を含む)

- a) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。
 - b) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
 - c) 近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
 - e) 近畿地方整備局長から当該業務の説明書及び設計図書等の交付を受けた者であること。
- 2) 設計共同体
- 上記 1) a) から e) まで（ただし、上記 e) については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 3 月 29 日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。
- (2) 資本関係又は人的関係に関する要件
- 本業務の技術的要件等を兼ね備えている特定の者又は参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと。
- (3) 技術力に関する要件
- ・建設分野における新技術に関する専門知識を有していること。
- 注）新技術に関する専門知識を有するとは、平成 27 年度以降公示日までに完成した業務の実績において、新技術の登録、活用、調査、評価のいずれかに関する資料作成を含む業務実績を有することをいう。（元請、下請を問わない）
- なお、令和 4・5 年度に完了した土木関係建設コンサルタント業務のうち、国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注のテクリス平均業務成績が 60 点以上であること。ただし、100 万円以上の国土交通省（港湾空港関係を除く）発注業務及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の実績がない場合は、この限りではない。
- (4) 業務執行体制に関する要件
- ・建設分野における新技術に関する専門知識を有している技術者を配置できること。
- 注）新技術に関する専門知識を有するとは、平成 27 年度以降公示日までに完成した業務の実績において、新技術の登録、活用、調査、評価のいずれかに関する資料作成を含む業務実績を有する技術者をいう。（元請、下請を問わない）
- (5) 配置予定技術者に対する資格要件
- 配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、手持ち業務の状況、担当した業務の成績の要件を満たす者であること。
- なお、プロポーザル方式による技術提案書の提出にあたり、参加意思確認書に記載

された配置予定技術者の変更を認めない。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11番1号

近畿地方整備局 近畿技術事務所 総務課

電話：072-856-1942

Mail：kkk-kyaku-kingi@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

- 1) 交付期間 公示日から令和7年3月24日(月)までのうち、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、9時00分から16時00分まで。
ただし、最終日は12時00分まで。

2) 申込先及び交付場所

上記4.(1)に同じ。

- 3) 交付申込期限 令和7年3月24日(月)12時00分まで

- 4) 交付方法 電子記録媒体(CD-R等)を持参することにより、電子データにて交付する。

なお、説明書交付希望者は上記4(1)の担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び方法

- 1) 提出期限：令和7年3月25日(火)12時00分まで
- 2) 提出場所：上記4(1)の担当部局に同じ
- 3) 提出方法：持参又は郵送(書留郵便等記録が残るもの)による

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限 令和7年4月24日(木)12時00分
- (4) 上記3(1)1(b)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業(組合を含む)、又は一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も上記4(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。